

(平成二十一年所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)
 第二十六条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)
)の一部を次のように改正する。

附 則

(法人の準備金に関する経過措置)

第四十一条 旧租税特別措置法第五十五条の六第一項の表の第二号の上欄に掲げる法人(石炭の採掘の事業を営むものを除く。)の施行日以後に開始する各事業年度の所得の金額の計算については、同条(第三項から第七項まで、第十一項から第十五項まで及び第十八項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第五項第	第五項			第四項	第三項	第二項第
	省略	省略	省略	省略	省略	一 号ロ
省略	省略	省略	省略	省略	省略	連結事業年度に
省略	省略	省略	省略	省略	省略	所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第 号)第十六条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「令和二年旧措置法」という。)第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度(以下この条において「連結事業年度」という。)に

附 則
 (法人の準備金に関する経過措置)
 第四十一条 同 上

同上	同上			同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上

第十一項					第七項	第六項	二号
第五十五条第十	場合を含む。）		により、当該	が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき）	第六十八条の四十五第一項	第六十八条の四十五第一項	省略
令和二年旧措置法第五十五条第十一項	場合に		により、その効力を失った日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失った日）を含む	に、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき）	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項	省略

同上	第六十八条の四	旧効力措置法第六十八条の四十五第一			第六項及び第七項	同上	同上
						同上	同上

第十三項		第十二項							一 項
省略	第五十五條の六 第二項	第五十五條第十 五項前段	省略	省略	省略	省略	第五十五條第十 二項中「第六十 八條の四十三第 十項」とあるの は「第六十八條 の四十五第十項	省略	第六十八條の四 十五第一項
省略	旧効力単体措置法第五十五條の六第二 項	令和二年旧措置法第五十五條第十五項 前段	省略	省略	省略	省略	令和二年旧措置法第五十五條第十二項 中「第六十八條の四十三第十項」とあ るの「所得税法等の一部を改正する 法律（平成二十一年法律第十三号）附 則第五十七條第一項の規定によりなお その効力を有するものとされる同法第 五條の規定による改正前の租税特別措 置法（以下この条において「旧効力連 結措置法」という。）第六十八條の四 十五第十項	省略	旧効力措置法第六十八條の四十五第一 項

同上		同上							十五第一 項
同上	第五十五條の六 第二項	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	旧効力単体措置法第五十五條の六第二 項	同上	同上	同上	同上	同上	第五十五條第十二項中「第六十八條の 四十三第十項」とあるのは「所得税法 等の一部を改正する法律（平成二十一 年法律第十三号）附則第五十七條第一 項の規定によりなおその効力を有する ものとされる同法第五條の規定による 改正前の租税特別措置法（以下この条 において「旧効力連結措置法」という 。）第六十八條の四十五第十項	同上	同上

第十四項		省略	省略
第十五項		第五十五条第十 九項前段	令和二年旧措置法第五十五条第十九項 前段
省略	第五十五条の六 第二項	省略	旧効力単体措置法第五十五条の六第二 項
省略	省略	省略	省略

2
3 省 略

(税制の抜本的な改革に係る措置)

第百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二十十年代（平成二十二年から令和元年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

2
3 省 略

同上		同上	同上
同上	第五十五条の六 第二項	同上	同上
同上	同上	同上	同上

2
3 同 上

(税制の抜本的な改革に係る措置)

第百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二十十年代（平成二十二年から平成三十一年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

2
3 同 上